

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号。以下「条例」という。）に基づく心身障害者医療費助成制度助成事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事が請求人に対して、令和4年9月1日付けで行った心身障害者医療費助成制度助成事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

去年東京都の自粛要請によって給付金をもらった結果、所得制限で心身障害者医療費助成の消滅通知書が送られてきたが、どうにかならないか。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 1月22日	諮問
令和6年 5月 8日	審議（第88回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 条例等の定め

条例2条は、助成を受けることのできる対象者について、重度の障害者であること（1項）に加えて、対象者又は対象者の世帯主の所得が所得制限基準額を超えないこと（2項1号）を要件としており、これを超える場合は、当該所得のあった年の翌年の9月1日から1年間、対象者としえない旨定めている。

そして、所得制限基準額については、心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年東京都規則第113号。以下「規則」という。）2条に、また、対象者又は対象者の世帯主の所得の額の計算方法については、同4条に規定している。

規則2条は、条例2条2項1号に規定する所得制限基準額について、所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下併せて「扶養親族等」という。）の数が0人の場合は3,604,000円であると定める。

規則4条は、条例2条2項1号に規定する所得の額について、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法313条1項に規定する総所得金額、土地等に係る譲渡所得の金額等の合計額とし（規則4条1項）、同条2項1号において定める各種控除額には、医療費控除、社会保険料控除等を挙げている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、まず、請求人に係る調査票によれば、請求人の令和3年の事業所得は、収入金額が14,415,060円であり、これから必要経費1,695,796円を控除した総所得金額（規則4条1項）は、12,719,264円である。

次に、当該総所得金額から、社会保険料控除相当額40,560円（規則4条2項1号）を控除すると、規則4条により算出される請求人の令和3年における所得（以下「本件所得」という。）は、12,678,704円と認められる。

請求人に係る規則2条に定める所得制限基準額は3,604,000

0円（扶養親族等の数が0人の場合）であり（上記1）、本件所得12,678,704円が当該所得制限基準額を超えていることは明らかである。

そうすると、請求人は、本件所得のあった年の翌年の9月1日に当たる令和4年9月1日から1年間は、心身障害者医療費助成の対象者にはなり得ないものというほかなく、「所得制限超過」を理由になされた本件処分を、違法又は不当なものと認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、令和3年中の所得が所得制限を超過したのは、給付金によるものと主張していると解されるが、請求人の主張するような個別の事情を考慮することを認める規定は存在せず、上記2のとおり本件処分が条例等の規定に従い適正になされている以上、当該主張を本件処分の取消しを求める理由として採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美